

# 福岡県公報

令和 6 年 5 月 24 日  
第 498 号

## 目 次

### 告 示 (第311号 - 第329号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	7
<b>公 告</b>		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(子育て支援課)	7

○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	8
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	13
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	13
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	14
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	14
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	14
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
<b>監 査 委 員</b>		
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	15
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局特別監査室)	17
<b>公 安 委 員 会</b>		
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	19
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	21
<b>収 用 委 員 会</b>		

○土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) ……………23

告 示

福岡県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第426号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水船谷川	久留米市田主丸町森部及び田主丸町石垣（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
益生田川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
森山川2	久留米市田主丸町地徳（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
大慶寺川	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町地徳（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
千ノ尾川	久留米市田主丸町竹野（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
七夕川-1	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町中尾（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1から6までは省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡

県告示第427号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水船谷川	久留米市田主丸町森部及び田主丸町石垣（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
益生田川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
森山川2	久留米市田主丸町地徳（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
大慶寺川	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町地徳（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
千ノ尾川	久留米市田主丸町竹野（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
七夕川-1	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町中尾（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から6までは省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水船谷川	久留米市田主丸町森部（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流
益生田川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流
森山川 - 2	久留米市田主丸町地徳（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流
大慶寺川	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町地徳（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	土石流
千之尾川	久留米市田主丸町竹野（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	土石流
七夕川 - 1	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町中尾（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面 1 から 6 までは省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第314号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水船谷川	久留米市田主丸町森部（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり

益生田川	久留米市田主丸町益生田（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 2 に記載する表のとおり
森山川 - 2	久留米市田主丸町地徳（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 3 に記載する表のとおり
大慶寺川	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町地徳（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 4 に記載する表のとおり
千之尾川	久留米市田主丸町竹野（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 5 に記載する表のとおり
七夕川 - 1	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町中尾（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 6 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 6 までは省略し、その図面は久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第315号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第639号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
内浦口谷川	久留米市草野町紅桃林及び草野（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流
夫婦木川	久留米市草野町草野及び矢作（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供す

る。

**福岡県告示第316号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第640号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内浦口谷川	久留米市草野町紅桃林及び草野（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
夫婦木川	久留米市草野町草野及び矢作（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第317号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

内浦口谷川	久留米市草野町紅桃林及び草野（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
夫婦木川	久留米市草野町草野及び矢作（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第318号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内浦口谷川	久留米市草野町紅桃林及び草野（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
夫婦木川	久留米市草野町草野及び矢作（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面は久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第319号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
京団地 - 1	那珂川市大字別所（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
成竹 - 1	那珂川市大字成竹（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第320号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
京団地 - 1	那珂川市大字別所（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
成竹 - 1	那珂川市大字成竹（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面は那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第321号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高久保 - 1	糸島市志摩桜井（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高久保 - 2	糸島市志摩桜井（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第322号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高久保 - 1	糸島市志摩桜井（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
高久保 - 2	糸島市志摩桜井（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面は糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第323号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高雄1丁目	太宰府市高雄一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第324号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高雄1丁目	太宰府市高雄一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第325号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上野	朝倉市杷木古賀（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第326号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上野	朝倉市杷木古賀（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
古介64	古賀おなかぼんぼん 内科クリニック	古賀市美郷203	R 6 ・ 3 ・ 1	訪看・訪り・ 通り・居管・ 予訪看・予訪 り・予通り・ 予居管

### 福岡県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕居312	合同会社アイディー イーあい訪問看護ス テーション	福岡あい訪問看護ステ ーション	糸島市前原1791－ 6	R 6 ・ 1 ・ 15
大野居 154	訪問看護ステーショ ンMERISE	c h e z m o i 春日原 訪問看護ステーション	大野城市筒井一丁 目7番25－101号	R 6 ・ 4 ・ 1

### 福岡県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田川居66	すみれデイサービスセンター	田川郡糸田町松ヶ迫4003番14	R 6 ・ 1 ・ 20

### 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野介65	医療法人やなぎだ耳鼻咽喉科 医院	大野城市錦町二丁目3－12	R 6 ・ 3 ・ 26
柳介90	川口内科医院	柳川市三橋町高畑293－1	R 6 ・ 3 ・ 31
小介歯52	りんご歯科	小郡市三沢4795－9	R 6 ・ 2 ・ 29
筑居16	セピア商事株式会社福祉機器 事業部筑後営業所	筑後市大字熊野北裏1383－37	R 6 ・ 3 ・ 31

## 公 告

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで届出保育施設等に対する指導監督要綱の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 意見を募集しなかった理由

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）の発出等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

### 2 要綱の改正日

令和6年5月7日

**公告**

解散した清算法人鹿毛馬土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
白石 俊二	飯塚市鹿毛馬855番地
梅田 中一	飯塚市鹿毛馬1058番地
梅田 秀俊	飯塚市鹿毛馬862番地
大塚 正典	飯塚市勢田784番地3
森 英一	飯塚市鹿毛馬100番地1
安藤 正通	飯塚市鹿毛馬1826番地3
森田 喜造	飯塚市鹿毛馬1101番地1
安藤 優則	飯塚市鹿毛馬1847番地1
今福 和彦	飯塚市鹿毛馬266番地1

**公告**

解散した清算法人佐与土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
----	----

本松 隆	飯塚市佐與207番地
白石 貞夫	飯塚市佐與2522番地4
本松 弘	飯塚市佐與308番地
原田 敏行	飯塚市佐與385番地
久保 利男	飯塚市佐與197番地

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
佐与土地改良区	令和6年5月14日

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
鹿毛馬土地改良区	令和6年5月14日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称  
各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 6 年 5 月 1 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社進和プロモーション

(2) 住所

福岡市博多区上牟田一丁目 5 - 10

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

10,428円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 6 年 3 月 12 日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字白銀字今町44番2及び47番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市平原町146番地

株式会社大塚食品

代表取締役 大塚 哲也

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字平田1794番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原1768番地4

吉田 拓哉

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

四輪車両用タイヤ単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 6 年 2 月 29 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社東亜商会

(2) 住所

福岡市中央区警固一丁目 8 番 7 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

27,796,692円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 6 年 1 月 12 日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

トヨタ車両用純正部品単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 6 年 2 月 29 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社東亜商会

(2) 住所

福岡市中央区警固一丁目 8 番 7 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

28,796,757円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 6 年 1 月 12 日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

福岡地区車両用燃料単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 6 年 3 月 13 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本宇佐美九州支店

(2) 住所

筑紫野市大字永岡 720 番地 1

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

72,154,960円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年1月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

福岡地区執行隊車両用燃料単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和6年3月13日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社ナカハタ

(2) 住所

田川郡添田町大字添田2352-2

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

34,128,100円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年1月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

北九州地区車両用燃料単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和6年3月13日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本宇佐美九州支店

(2) 住所

筑紫野市大字永岡720番地1

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

71,006,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年1月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

警察官被服購入（男性警察官用冬服上衣ほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 6 年 3 月 21 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

音伍繊維工業株式会社

(2) 住所

福岡市東区多の津 4 - 6 - 18

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

70,744,300円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 6 年 2 月 6 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

警察官被服購入（男性警察官用合服上衣ほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 6 年 3 月 21 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社森荘

(2) 住所

福岡市博多区吉塚 8 - 1 - 67

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

68,215,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 6 年 2 月 6 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

警察官被服購入（男性警察官用夏服上衣ほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 6 年 3 月 21 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社大東福岡営業所

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前 4 - 13 - 27

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

59,822,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 6 年 2 月 6 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

警察官被服購入（男性警察官用冬ワイシャツほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 6 年 3 月 21 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社武田商店九州支社

(2) 住所

福岡市南区清水 1 - 15 - 12 - 102

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

37,691,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 6 年 2 月 6 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

警察官被服購入（男性警察官用合ワイシャツほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 6 年 3 月 21 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

フジメン株式会社

(2) 住所

福岡市東区多の津一丁目 7 番 3 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

42,592,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年2月6日

---

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

警察官被服購入（男性警察官用夏服ズボンほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和6年3月21日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社武田商店九州支社

(2) 住所

福岡市南区清水一丁目15番12号102

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

36,913,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年2月6日

---

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

警察官被服購入（男性警察官用雨衣ほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和6年3月21日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社森荘

(2) 住所

福岡市博多区吉塚八丁目1番67号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

32,045,750円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年2月6日

---

### 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営巖石（旧）地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	令和 6 年 5 月 24 日から 令和 6 年 6 月 21 日まで	宗像市役所

**公告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営浦の谷地区土地改良（農業用ため池整備事業）事業計画書の写し	令和 6 年 5 月 24 日から 令和 6 年 6 月 21 日まで	宮若市役所

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
那珂川市大字安德字龍頭 66 番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大野城市雑餉隈町三丁目 3 番 35 号ボヌール雑餉 202 号  
日下部 友祐

**監査委員****監査公表第 15 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果（令和 6 年 3 月 26 日 5 監総第 936 号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県監査委員 塩 川 正 一  
同 世 利 洋 介  
同 森 行 一  
同 大 島 道 人

福岡公委発第315号  
令和6年4月18日

福岡県監査委員 塩川正一 殿  
同 世利洋一 殿  
同 森行一 殿  
同 大島道人 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	産業廃棄物収集運搬業務請負契約の支出科目について、通信運搬費（11節01）とすべきところ、委託料（12節）としていた。	<p>本件の原因は、担当者及び上司が、産業廃棄物収集運搬業務請負契約における支出科目が同処分業務と同じ「委託料」であると誤認していたことによる。</p> <p>今後は、同種事案を防止するため、担当者に財務規則や会計管理局が作成した会計事務問答集等の確認を徹底させ、支出科目が不明な場合、制度所管課へ確認させることとした。</p> <p>また、決裁時において、上司に細部までの確認を行わせるとともに、所属全体の進捗状況を共有できる支払計画表を日々確認し、支出科目が適正であるか点検させることとした。</p> <p>さらに、警察本部から、本件及び同様の誤りの内容や再発防止に向けた取組について、全所属宛てに文書を発出し、周知徹底を図った。</p>

**監査公表第16号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査の結果（令和6年3月26日5監総第936号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月24日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

6 総政第293号  
令和6年4月23日

福岡県監査委員 塩川正一 殿  
同 同 利洋一 殿  
同 同 森行道 殿  
同 同 森大 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域 振興部 国際局 国際政策課	<p>緊急用前渡資金について、以下の事務が適正でなかった。</p> <p>① やむを得ず口頭で課長の事前承認を受け、緊急用前渡資金の精算について、緊急用前渡資金の交付に「事前承認済」の記載漏れや、交付年月日の記載誤りがあった。</p> <p>② 緊急用前渡資金を交付するときは、前渡資金差引簿の受領欄へ交付した職員に押印又は署名させるべきところ、これが漏れていた。</p> <p>③ 緊急用前渡資金の精算について、添付している領収書等に宛名がないものがあった。</p> <p>④ 緊急用前渡資金の精算について、精算日より後の日付の領収書が添付されていた。</p> <p>⑤ 緊急用前渡資金の精算について、緊急用前渡資金交付票下段の精算票に記載した精算日と前渡資金差引簿が一致していなかった。</p> <p>⑥ 前渡資金差引簿を月ごとに締め切り、支出命令者から精算残額の繰越承認を受けなければならないところ、これを行っておらず、適正な管理がなされていなかった。</p> <p>⑦ 本庁においては、各月に資金の交付があった場合は会計課への精算回付を行うべきところ、これを行っていないかった。</p>	<p>所属長から所属資金前渡職員（出納員）に対し、緊急用前渡資金の取り扱いに当たっては、緊急用前渡資金取扱要領を遵守して、適正な事務処理を徹底するよう指示し、再発防止を図ることとした。</p> <p>また、繰越承認の精算回付の手続を所属における定例業務として取り組むため、行事予定表に記載するよう指示した。</p> <p>担当者及び上司は、今回の誤り及びその再発防止策を追究し、内部統制に係るリスク対応シートに基づき事務処理を行うこととした。</p> <p>部としても、部内全所属の課長補佐又は係長を対象とした会計事務適正化に関する会議を開催し、今回の事例を含めた指摘事項等一覧表を説明の上、各所属でも同様の誤りが発生しないよう周知徹底を図った。</p>

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第119号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和6年5月24日

福岡県公安委員会

### 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

### 2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和6年7月3日（水）から同年7月11日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（4日目の講習は午後3時40分まで、5日目と6日目の講習は午後4時35分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

### (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所

令和6年7月8日（月）から同年7月11日（木）までの間

午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は午後3時40分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）

北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

### 3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
36名
- (2) 追加取得講習  
10名

### 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講申込手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

## ア 受付日

令和6年6月3日（月）及び同年6月4日（火）

## イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

## ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

## a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

## b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

## c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

## e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

## (4) 講習受講手数料

## ア 新規取得講習

47,000円

## イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## (5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。  
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第2条第1項第4号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第120号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和6年5月24日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和6年7月3日（水） から同年7月5日（金） 及び同年7月10日（水） 、同年7月11日（木）	午前9時30分から午後5時30分まで（ 7月10日の講習は午後4時35分まで、 最終日の講習は午後0時10分までとし 、その後午後1時00分から修了考査を 実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

- (2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和6年7月10日（水） 、同年7月11日（木）	午前9時30分から午後4時35分まで（ 最終日の講習は、午後0時10分までと し、その後午後1時00分から修了考査 を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
6名
- (2) 追加取得講習  
15名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習  
受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 追加取得講習  
受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間

が通算して3年以上の者

## 5 受講申込手続等

### (1) 事前（電話）受付期間

#### ア 受付日

令和6年6月3日（月）及び同年6月4日（火）

#### イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

### (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

### (3) 必要書類

#### ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

#### イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

### (4) 講習受講手数料

#### ア 新規取得講習

34,000円

#### イ 追加取得講習

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講し

なかった場合においても返還しない。

### (5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

## 6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第 2 条第 1 項第 1 号に係る講習と同時開催とする。

## 収用委員会

### 福岡県収用委員会告示第 1 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称  
福岡県
- 2 事業の種類  
京築広域都市計画道路事業 3・3・51-2 号行橋停車場線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県行橋市中央三丁目	350 番 5	宅地	362.44（345.91）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積 79.43 平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第 36 条及び第 37 条第 1 項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
- (1) 李 徳烈（野村 由江）（持分 9 分の 7）  
北九州市小倉北区砂津二丁目 1 番 2 - 206 号
- (2) 安 徳淳（野村 和亨）（持分 9 分の 2）  
北九州市門司区大里本町三丁目 7 番 47 - 908 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和 6 年 5 月 10 日